

自治会活動等に伴うごみの処理方法

自治会活動等に伴い発生したごみについては、家庭ごみに準ずるものとし、次の表のとおり
の取扱いとなります。

【対象団体】

地区自治会連合会、単位自治会、子ども会、老人会、地区社会福祉協議会

ごみの種類	処理方法	ごみ処理手数料	
一般ごみ	市処理施設(南清掃工場、北清掃工場、津久井クリーンセンター)へ自己搬入	行事	全額減免
		行事以外	10kgにつき 240 円
資源化可能物	市資源リサイクルステーション* へ自己搬入	/	
粗大ごみ	市粗大ごみ受入施設へ自己搬入 又は市収集	自己搬入	10kgにつき 240 円
		市収集	品目別に規則で定める額
自治会館等への不法投棄物	「一般ごみ(行事以外)」、「資源化可能物」、「粗大ごみ」に準ずる		
地域清掃	自己搬入又は市収集	全額減免	

*麻溝台リサイクルスクエア、橋本台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンターに設置されています。

注意事項

- ・対象団体が主体となって実施する活動に伴い排出するごみに限ります。
- ・「行事」とはふるさとまつり、盆踊り、運動会、レクリエーション大会等とします。
- ・「資源化可能物」の種類は、市資源リサイクルステーションで受け入れる資源及び容器包装プラとします。
- ・露天商等の販売等に伴い発生したごみは、通常の事業系ごみの取扱いとします。
- ・資源化可能物や粗大ごみは、「一般ごみ」として搬入しないでください。
- ・街美化アダプト制度の清掃活動で出たごみの取扱いについては、街美化アダプト制度の各担当課までお問合せください。
- ・手数料の減免は、事前申請が必要です。持込み先の市処理施設窓口へ申請してください。

ご不明な点は、廃棄物指導課(電話 042-769-8358)までご連絡ください。